

一般社団法人心身統一合気道会

鴨島教室運営規則

本会則は、一般社団法人心身統一合気道会「道場・教室規約」第 20 条の規定により、鴨島教室の運営などに関し必要な事項を定めたものです。

1 連絡先（教室事務局）

川島 廸夫「心身統一合気道会指導者（審査資格者）」

住所：〒776-0036 徳島県吉野川市鴨島町山路 1063

電話番号：0883-24-2905

携帯番号：090-2785-3742

Eメール：michio.k@mb.jctv.ne.jp

携帯メール：shu-sen.8.7@softbank.ne.jp

k.shu.sen.8.7@gmail.com

教室 HP アドレス：<http://aikido.main.jp/>

2 稽古場所（HP 案内 Map をご覧ください）

〒776-0002 徳島県吉野川市鴨島町麻植塚 215-3

吉野川市立鴨島東中学校 体育館内武道場

3 稽古日時

（1）原則として、毎週木、土曜日の週 2 日 19：00～21：00 の 2 時間

（2）稽古日は、予め教室ホームページの稽古日カレンダーでお知らせします。

（3）稽古日はあくまで予定です。学校行事等により体育館が使用できない場合や、指導員の急用等により変更または休みとなる場合もありますので、見学にお越しになる場合には予めご連絡ください。

4 入会

（1）入会希望者は、教室責任者にご連絡を頂いたうえ、鴨島教室まで稽古見学にお越しください。

（2）必ず本部「会員規約」及び「鴨島教室運営規約」をご確認し、納得のうえ入会をお決めください。

（3）入会時には、心身統一合気道会への「入会願」の提出のほか、諸費用（本会入会金、スポーツ安全保障加入料、入会月の教室運営費等）の納入が必要です。

5 退会及び休会

- (1) 本部規約により、必ず所定の「退会願」や「休会届」を教室責任者に提出してください。口頭による届け出は、本部の会員規約により認められていません。本部で受理された時点で退会となりますのでご注意ください。
- (2) 「3か月以上の長期欠席（休会）」または「退会」の場合などは、前月10日までに、必ず書面にて教室責任者へご連絡ください。
 - ・連絡があった場合には、月運営費は免除されます。
 - ・連絡がない場合には、月運営費をお納め頂きます。
- (3) 上記(2)の規定にもかかわらず、長期にわたり教室運営費を滞納した者及び長期にわたり無届で稽古を休んだ者は退会処分となりますのでご注意ください。なおその場合において、運営費等の未納金があれば清算のうえ退会していただきます。

6 諸費用

- (1) 本部入会金：5,000円+税（入会時のみ必要です。なお入会年度の本部年会費は不要です）
- (2) 本部年会費（ご入会次年度より、本部から振込用紙等が送られてきますので、個人で本部宛てお支払いください）
 - 18歳以上の方：4,000円+税
 - 18歳未満の方：2,000円+税
- (3) スポーツ安全保険（毎年4月～翌年3月末まで有効）
 - 子供（中学生以下）：800円
 - 大人（高校生以上）：1,850円
- (4) 鴨島教室運営費
 - ・中学生以下：3,000円/月
 - ・高校生、大学生：4,000円/月
 - ・大人：5,000円/月
- (5) その他
 - ・経済変動等により、各種料金を変更する場合があります。

7 稽古上の注意

- (1) 鴨島東中学校の体育館使用規則を守ってください。
- (2) 武道場への入退室には、正面に向かって一礼してください（立礼で可）。

- (3) 畳の上へ最初に入場する時と、稽古が終わり最後に退場する時には、正面に向かって正座で一礼してください。
- (4) 遅れて稽古に参加する場合には、挨拶の後、畳の外で柔軟体操や独り技を十分に行い、指導者の許可を得て稽古に参加してください。
- (5) 礼儀作法は正しく、お互いを尊重し、稽古の始めと終わりには相手に対し感謝の意を込めて一礼しましょう。
- (6) 稽古中は指導者の指示に従い、勝手な振る舞いや行動は慎み、怪我過ちの無いように心がけてください。
- (7) 体調不良時（37℃以上の発熱、睡眠不足、怪我、病気が完治していない状態等）や飲酒をしての稽古の参加はご遠慮ください。
- (8) 当武道場には冷暖房設備がありませんので、適宜休憩は取りますが、体調管理には自己責任で十分ご注意ください。特に夏場の暑熱時には指導者の了解を得て、適宜水分補給を行ってください。
- (9) 稽古着は清潔なものを着用ください。また、稽古は他人に触れる機会が多いので、身体や頭髮は常に清潔な状態で稽古に臨んでください。
- (10) 稽古終了後は、清掃、窓の戸締り、電気の消灯等のご協力をお願いします。

8 その他

- (1) この規則は、平成28年9月1日から発効といたします。
- (2) この規則は、必要に応じ改定することがあります。
- (3) この規則は、令和2年6月1日に一部改定しました。